

○霧島市教育委員会表彰規程

平成26年11月19日  
教育委員会訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、霧島市教育委員会(以下「委員会」という。)が行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(児童生徒の表彰)

第2条 委員会は、委員会の所管する学校の児童生徒であって、次の各号のいずれかに該当し、相当と認める者を表彰する。

- (1) 学力又は体力上の成績が特に優秀で他の模範とするに足る者
- (2) 学術又は文化の向上に特に功績が顕著な者
- (3) 児童生徒として他の模範とするに足る行為のあった者
- (4) 前3号に定める者のほか、表彰に値する成績又は行為のあった者

(団体その他の表彰)

第3条 委員会は、本市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体、本市内に居住する者又は本市内の事務所若しくは事業所に勤務する者で、次の各号のいずれかに該当し、相当と認めるものを表彰する。

- (1) 本市の教育、スポーツ、学術又は文化の向上に特に功績が顕著なもの
- (2) 前号に定めるもののほか、表彰に値する功績のあったもの

(職員の表彰)

第4条 委員会は、委員会の事務局又は委員会の所管する学校その他の教育機関の職員であって、次の各号のいずれかに該当し、相当と認める者を表彰する。

- (1) 本市の教育、スポーツ、学術又は文化の向上に特に功績が顕著な者
- (2) 業務上の災害を未然に防止し、又は災害に際して特に功労があった者
- (3) 前2号に定めるもののほか、表彰に値する功績又は行為のあった者

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。

2 前項の表彰には、記念品その他相当と認めるものを贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、必要に応じ、その都度委員会が定める。

(被表彰者の推薦)

第7条 この訓令に定める表彰のいずれかに該当すると認められるものがあるときは、第2条にあっては児童生徒の所属する学校の長が、第3条にあっては法人その他の団体の長が、第4条にあっては教育機関の関係者が、委員会に推薦することができるものとする。

(被表彰者の決定)

第8条 委員会は、前条の推薦を受けたときは、第2条から第4条までの要件を満たしたものを被表彰者として決定する。

(表彰の公正)

第9条 委員会は、表彰の公正を期するため必要と認める者から意見を聴くことができる。

(表彰者名簿)

第10条 委員会は、表彰をしたときは、永くその功績を顕彰するため、表彰者名簿に記載して保存するものとする。

(表彰の取消し)

第11条 表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。

(1) 表彰を受けた事項に関し虚偽の申立て又は不正の行為があったとき。

(2) 本人の責めに帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、表彰の榮譽を失ったと認められたとき。

(3) その他表彰を取り消すことが相当であると認められる行為があったとき。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年11月19日から施行する。